

第2回 堺市・大阪狭山市消防広域化協議会会議録

1 開催日

令和2年2月13日（木） 16時00分～16時40分

2 場所

堺市役所 3階 大会議室 第1会議室

3 出席者

会長	堺市副市長	島田 憲明（代理出席）
副会長	大阪狭山市副市長	堀井 善久（代理出席）
委員	堺市危機管理監	大丸 一
	堺市総務局長	土生 徹
	堺市財政局長	坂本 隆哉
	堺市消防長	松本 文雄
	大阪狭山市防災・防犯推進室長	谷 義浩
	大阪狭山市政策推進部長	田中 孝
	大阪狭山市総務部長	三井 雅裕
	大阪狭山市消防長	白水 克文
オブザーバー	大阪府危機管理室長	佐藤 広章
その他	堺市職員 8名	
	大阪狭山市職員 5名	
	一般傍聴者 1名	

4 会長挨拶

【会長（代理）：島田副市長】

本日は、第2回堺市・大阪狭山市消防広域化協議会の開催にあたり、大阪狭山市の堀井副市長様をはじめ関係者の皆様にお集まりいただきました。

また、オブザーバーとして大阪府の佐藤危機管理室長様にもご出席いただき、感謝申し上げます。

昨年8月に本協議会が設立され、第1回協議会を開催して以来、幹事会や各専門部会におきまして、様々な調整が図られてきております。

本日の第2回協議会では、その中間報告として、調整の進捗や広域消防運営計画の素案を協議することとなります。

本日は、両市による慎重かつ活発な協議が行なわれ、両市民の安全・安心のために有意義な議論となるよう、ご尽力いただきますようお願い申し上げます。 <裏面へ>

5 副会長挨拶

【副会長（代理）：堀井副市長】

まずは、本日まで本協議会の運営にご尽力いただいている堺市の島田副市長をはじめ堺市関係職員の皆様方に対しまして心から感謝申し上げます。

さて、昨年8月の第1回協議会開催後、6か月余りが経ちますが、この間幹事会が3回、専門部会や各種調整会議などを合わせますと、実に20回以上にわたり各協議項目について検討を重ねてきたと聞いております。

その専門部会や各種調整会議におきましては、本市の消防体制等を考慮して、ほぼ毎回堺市の職員の皆さんの方から本市へ出向いてくださるなどのご配慮もいただいたと聞いております。改めまして感謝申し上げます。

そうした調整の結果、皆様の尽力により、ようやく大筋で協議が煮詰まってまいりました。令和3年4月1日の事務委託の運用開始をめざして、今後さらに詳細の協議を円滑に進めていく必要がありますので、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

6 委員等紹介

(中略：各委員及びオブザーバーの紹介)

7 協議第1号 協議事項の調整状況について

【幹事長：中原総務部長】

まず、これまでの幹事会における協議・調整の状況につきまして、簡単にご報告させていただきます。

昨年8月に協議会を設置して第1回協議会を開催し、協議会規約や今後のスケジュール等のご承認をいただき、その後、両市における実質的な協議を開始いたしました。

現在までの約6か月間で、協議会の下に置かれている幹事会を3回開催したほか、総務・警防・救急・予防の4つの専門部会において、両市における協議・調整を計20回以上行ってまいりました。

また、両市の関係課による調整会議等も複数回重ねてきております。

基本的には、大阪狭山市から堺市への消防事務委託であることから、「堺市消防局の制度に統一する。」方向で調整を進めております。

主な調整結果について、この後、事務局より報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

【事務局：高橋課長補佐】

引き続き、協議内容の詳細につきまして、事務局よりご説明いたします。

<次頁へ>

協議第1号 広域消防運営計画策定に係る協議事項（案）の資料をご覧ください。

本協議会における協議事項としましては、昨年8月に開催しました第1回協議会におきまして、総務省消防庁が示す広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項にあります7項目を盛り込む旨をご承認いただきました。

なお、ご承認いただきました7項目につきましては、

- 1 広域化の方式及びスケジュール
- 2 組織
- 3 職員の処遇等
- 4 施設整備
- 5 経費負担等
- 6 消防団等との連携確保
- 7 防災・国民保護担当部局との連携確保

でございます。

これらの項目をさらに細分化し、28項の協議事項に分け、これまで両市の消防や市長事務部局等で構成された幹事会及び専門部会で協議してきた結果をとりまとめておりますので、簡単ですがご説明させていただきます。

（中略：資料内容の説明）

以上が、協議第1号 協議事項の調整状況についてのご説明となります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

【会長（代理）：島田副市長】

ただ今、幹事長及び事務局から、協議第1号の説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

【白水委員】

まず、先ほど堀井副市長のご挨拶でもございましたが、これまでの協議におきまして、本市の消防体制にご配慮いただいておりますことにつきまして、誠にありがとうございます。私からも重ねてお礼申し上げます。

その上で、大変恐縮ではございますが、本日2回目の協議会ということで、この機会に大阪狭山市の消防職員を代表いたしまして、一言お願いを申し上げさせていただきたいと思っております。

大阪狭山市の職員は一樣に、この広域化の協議について、期待と不安の入り混じった中、その行方を見守っているというのが実情でございます。

そして、何より職員にとりましての一番の心配事は、現在調整中となっております職員の処遇に関する協議内容でございます。

<裏面へ>

堺市と大阪狭山市は規模が大きく異なることから、この調整には難しい面があるかと存じますが、どうか、大阪狭山市の消防職員に大きく不利益とならないよう最大限のご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

【松本委員】

今もございました組織体制の規模が異なる中で、事務委託の協議において、職員の処遇に関する調整は、最も重要な協議項目の一つであると認識しております。

また、調整に際しましては、大阪狭山市の職員がこれまでに担ってこられた役職等を十分に考慮する必要があると考えております。

事務委託後も、大阪狭山市と堺市の相互の職員が将来に希望をもって、意欲の高まる体制となるよう最大限配慮していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【会長（代理）：島田副市長】

他に何か、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

【大丸委員】

協議第12号に関する内容になります。

現在の大阪狭山市の職員は、定数が78名で、75名で運用されていますが、この広域化によって消防体制の充実強化が図られるとあります。

消防庁において、人口や面積等によって一定の人員定数が示されていると思いますが、この部分でのメリットは、一般市民へより分かりやすく説明するうえで、どのように表すことができますか。

【事務局：古川課長】

事務局からお答えさせていただきます。

14ページの表をご覧くださいと、兼務の状況も記載しておりますが、大阪狭山市の消防本部に14名、消防署に61名の職員が配置され、兼務されている状況はありますが、合計75名により運用されています。

国の示す乗り組みの人数は、消防車両には4名、救急車には3名と決められている中、大阪狭山市では3名で運用されている消防車両等もあると聞いております。

これは、現在、消防本部と消防署を運営している状況であるからと考えます。

広域化後の堺市の消防体制として、消防署及び出張所1つとする算定によりますと、71名が必要となります。

<次頁へ>

消防本部の要員は不要となり、その分を消防署に配置することができることから、消防車両4名乗車及び救急車3名乗車での運用が確実に可能となりますので、市民にも安心感を与えることができると考えております。

なお、75名としておりますのは、事務委託後は堺市消防指令センターで大阪狭山市からの119番通報を受信することとなるため、そのための要員を1日1人増やすためには、2部交代制の片部に2名ずつが必要となることから、4名を計上し合計75名の定員とすることで、協議を進めてきております。

【大丸委員】

運用上の状況はよく分りましたが、消防庁が示す定数としては、メリットが出ますか。

【事務局：古川課長】

消防庁の示す定数ですが、消防の場合は、基本的には車両の数で決まってくるので、広域化により基準どおりの人員配置が可能となるとご理解いただきたいと思えます。

【会長（代理）：島田副市長】

それでは、その他ご意見等はないようですので、協議第1号につきましては、現在の調整状況をそのまま継続していくことで、ご承認いただけたものといたします。

次に、協議第2号について、説明をお願いします。

9 協議第2号 堺市・大阪狭山市広域消防運営計画（案）について

【事務局：高橋課長補佐】

協議第2号 広域消防運営計画（案）につきまして、事務局よりご説明いたします。お手元の資料、協議第2号をご覧ください。

堺市・大阪狭山市広域消防運営計画の素案を作成しておりますので、ご提案させていただきます。

なお、当該計画については、現段階で中間報告であり、素案でございます。

先ほどの協議第1号でも説明させていただいたとおり、調整中の事項も含まれておりますので、今後、それらの調整中の協議事項の調整が整ったのち、次回の第3回協議会では、最終案を提案させていただきたいと考えております。

第3回の協議会でご承認いただければ、その後、パブリックコメントにより意見集約した後、当該計画は、今年の7月頃の完成を目指しておりますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

<裏面へ>

それでは、素案の説明をさせていただきます。目次をご覧ください。

構成や内容につきましては、総務省消防庁が示す消防広域化マニュアルなどを参考に作成しております。

構成としましては、はじめに、第1章 現況と課題、第2章 消防広域化の効果、第3章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項、関係資料となっております。

(中略：資料内容の説明)

以上が、協議第2号堺市・大阪狭山市広域消防運営計画(案)についてのご説明となります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

【会長(代理)：島田副市長】

ただ今事務局から、協議第2号につきまして、説明がございましたが、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、ご意見等はないようですので、この素案をもとに今後も進めていくことについて、ご承認いただけたものといたします。

10 その他

【会長(代理)：島田副市長】

本日の協議事項は以上でございますが、その他、皆さまから何かご意見等ございましたら、この場でご発言ください。

オブザーバーの佐藤危機管理室長、何かアドバイス等ございましたら、よろしく願いいたします。

【オブザーバー：佐藤危機管理室長】

広域消防運営計画の素案にも記載がありましたが、大阪府といたしましては、堺市と大阪狭山市の両市の広域化に関する機運の高まりを踏まえ、平成30年12月に消防広域化重点地域に指定させていただいたところであります。

さらに、平成31年3月に大阪府消防広域化推進計画を再策定いたしましたが、この計画の中でも、両市の広域化につきましては、広域化推進期限である令和6年4月までに広域化をすべき組み合わせとして位置付けさせていただいております。

計画策定後、府内で初めて広域化実現を目指す協議が行われているということで、大阪府としましても大変期待が大きく、その動向を見守らせていただいております。

昨年8月に協議会が設置されてから、わずか半年の間で、令和3年4月から事務委託を開始する計画案の中間報告が取りまとめられたということで、本当に両市が広域化の実現に向けて熱意を持たれて、精力的に取り組まれている結果であると感じております。改めて敬意を表する次第であります。

<次頁へ>

今後、細部の詰めや成案化に向けた手続き等の調整事項等が多々あると思いますが、両市の消防力の充実強化に向け、大阪府といたしましても積極的にサポート、コーディネート役を務めさせていただきたいと考えております。

堺市、大阪狭山市の両市には、今後も現在の取り組みを推進していただけるよう、大阪府も連携して進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【会長（代理）：島田副市長】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

その他、事務局から何かございますか。

【事務局：高橋課長補佐】

今後のスケジュールについて、ご説明させていただきます。

今回の協議結果を踏まえまして、令和2年7月頃に第3回協議会の開催を予定しております。

第3回協議会では、広域消防運営計画の最終案をご承認いただけるよう、それまでに幹事会及び専門部会を適宜開催いたしまして、修正作業等を実施させていただきます。

また、第3回協議会で広域消防運営計画の最終案をご承認いただけましたら、できるだけ早期にパブリックコメントを実施し、完成させたいと考えております。

さらに、その後、両市議会での事務委託協議の議決を得ることができれば、両市間で規約を締結し、運用開始までの間、市民への周知と移行準備にかかる事務調整等を行っていく予定でございます。

以上が、今後のスケジュールとなりますので、よろしくお願いいたします。

【会長（代理）：島田副市長】

何か質問等ございますか。

【オブザーバー：佐藤危機管理室長】

今後の手続き等につきましては、大阪府としましても大変関心の高い事項ですので、スムーズに行えるよう、引き続き、情報共有、連携協力を図ってまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

1 1 閉会

【会長（代理）：島田副市長】

委員の皆さまには、長時間にわたりご審議いただくとともに、スムーズな議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

<以上>